

# 破産事件の手続費用一覧

東京地裁民事第20部

令和5年4月1日現在

## 1 申立手数料（貼付印紙額）

個人自己破産及び免責申立て	1,500円
法人自己破産申立て	1,000円
債権者破産申立て	20,000円

## 2 予納金基準額

①同時廃止事件 11,859円

（中目黒庁舎において、「現金」納付する場合は「12,000円」）

②管財事件（自己破産申立事件）

法人管財事件 最低20万円 及び 法人1件につき14,786円（中目黒庁舎において「現金」納付する場合は「15,000円」）

個人管財事件 最低20万円 及び 個人1件につき18,543円（中目黒庁舎において「現金」納付する場合は「19,000円」）

③管財事件（債権者破産申立事件及び本人申立事件）

下表のとおり（本人申立事件は、加えて、法人1件につき14,786円（中目黒庁舎において、現金納付する場合は「15,000円」）、個人1件につき18,543円（中目黒庁舎において、現金納付する場合は「19,000円」）が必要です。）

負債総額（単位：円）	法人	自然人
5000万未満	70万円	50万円
5000万～1億未満	100万円	80万円
1億～5億未満	200万円	150万円
5億～10億未満	300万円	250万円
10億～50億未満	400万円	
50億～100億未満	500万円	
100億～	700万円～	

※予納金額は、事案に応じて変更される場合があります。

## 3 予納郵券

①4400円（自己破産申立）

（内訳 210円×8枚, 140円×1, 84円×29枚, 10円×12枚, 2円×10枚, 1円×4枚）

※ただし大型合議事件は②と同じく6,000円。

②6000円（債権者破産申立）

（内訳 500円×4枚, 100円×15枚, 84円×25枚, 50円×4枚, 10円×15枚, 5円×5枚, 2円×10枚, 1円×5枚）